

Client Alert

June 2016

FinTech クライアントアラート No. 2

1. はじめに

金融（Finance）と最新テクノロジー（Technology）の融合による革新的な金融関連サービス、いわゆる FinTech（フィンテック）に対応すべく国会に提出された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（「改正法」）が、2016年5月25日に成立するに至った。

改正法は関連する多数の法律を改正するものであるが、FinTech との関係では、①銀行グループが FinTech 業界に参入することを容易にするための銀行法の改正、②仮想通貨に係るマネロン・テロ資金供与等の防止及び利用者保護を実効化するための資金決済に関する法律（「資金決済法」）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（「犯収法」）の改正、並びに③プリペイド型のサービス（前払式支払手段）に関する規制を合理化するための資金決済法の改正がその主たる内容であると評価できる。

2. 銀行による金融関連IT企業等への出資の容易化（銀行法改正¹）

銀行法上、銀行または銀行持株会社は、金融関連分野の会社を中心として子会社を持つことが許容され、子会社の業務範囲は、銀行本体が他業禁止となっていることとの平仄から厳しい制約が課されている（「子会社業務範囲規制」）。また、銀行またはその子会社は、子会社業務範囲規制を満たさない国内の会社について、合算して5%を超える議決権を保有することが禁止され、銀行持株会社についても15%を基準として同様の規制が適用される（「議決権保有規制」）。これらの規制により、銀行または銀行持株会社は、新しい金融サービス業務の展開のために FinTech ベンチャーの買収・出資を行おうとしても、5%（銀行持株会社の場合には15%）以上の出資をすることが難しい状況にあった。

改正法は、銀行・銀行グループによる FinTech 領域への参入を容易化・柔軟化するために、子会社業務範囲規制及び議決権保有規制を緩和した。すなわち、銀行または銀行持株会社は、個別に認可を受けることにより、金融関連IT企業等（情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化もしくは利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社）

¹改正法では、金融グループにおける経営管理の充実、銀行持株会社による共通・重複業務の執行、子会社への業務集約の容易化、グループ内の資金融通の容易化に関する銀行法の改正もなされている。（銀行法第16条の3、第52条の21、第52条の21の2、第12条の2、第13条の2関係）

の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有することができる（100%の議決権が取得可能）こととなった²。改正法は認可基準を明確化していないが、グループの財務の健全性への影響、銀行業務のリスクとの親近性、銀行本体へのリスク波及の程度、優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれ、金融サービスの拡大への寄与等が勘案されるものと想定される。

なお、あわせて決済関連 IT 業務など、従属業務を営む子会社に求められる親銀行グループに対する収入依存度の要件（50%以上）が緩和された。

3. 仮想通貨に対する新規制（資金決済法及び犯収法の改正）

仮想通貨については、利用者の匿名性及び移転の迅速性・容易性により、マネーロンダリング及びテロ資金供与等に悪用されるリスクが国際的な課題となっている。また、ビットコイン取引所の破綻事案を契機として、仮想通貨の利用者を保護する必要性も指摘されてきた。改正法は、上記に対応するために、仮想通貨交換業の登録制度を核とした資金決済法の改正及び犯収法の改正を行っている。

① 仮想通貨の定義³

仮想通貨は、大要⁴、代価の弁済の手段として不特定の者との間で使用及び購入・売却を行うことができ、かつ、電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値であると整理された。なお、他の仮想通貨と交換できるものも仮想通貨に該当し得る。

② 仮想通貨交換業に係る登録制の導入⁵

仮想通貨交換業（仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換等を業として行うこと）は、登録を受けた法人（仮想通貨交換業者）でなければ行わないこととし、これに係る登録手続、登録拒否要件等が定められた。

③ 利用者の信頼確保⁶

利用者に対する情報提供、システムの安全管理、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理、最低資本金・純資産に係るルール、分別管理及び財務諸表についての外部監査、当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等に関する規定が設けられた。

² 銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 23 関係

³ 資金決済法第 2 条関係

⁴ 資金決済法第 2 条第 5 項における仮想通貨の定義は以下のとおりである。

①物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の者に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

②不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

⁵ 資金決済法第 63 条の 2 乃至第 63 条の 7 関係

⁶ 資金決済法第 63 条の 8 乃至第 63 条の 19 関係

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



ギャビン・ラフテリー
パートナー

03 6271 9454
gavin.rafferty@bakermckenzie.com



本間 正人
パートナー

03 6271 9505
masato.honma@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

④ マネロン・テロ資金供与対策⁷

仮想通貨交換業者を反収法上の特定事業者に追加することにより、仮想通貨交換業者に、口座開設時における本人確認、本人確認記録及び取引記録の作成・保存、疑わしい取引に係る当局への届出、社内体制の整備を義務付けた。

4. プリペイド型のサービス（前払式支払手段）に関する規制の合理化（資金決済法の改正）

改正法は、FinTechに関連しても用いられることの多いプリペイド型のサービス（前払式支払手段）に係る規制を合理化する観点から、以下の改正を行っている。

① IT機器を利用したプリペイドカードへの対応⁸

前払式支払手段（プリペイドカードなど）の支払可能金額等の情報提供について、当該前払式支払手段またはその一体物への表示を義務付けた規定が改められ、柔軟な情報提供方法（インターネットによる提供等が想定される）が認められることとなる⁹。

② プリペイドカード利用についての苦情処理体制等¹⁰

プリペイドカードの利用の拡大に対応し、前払式支払手段の払戻時の公告に関する規定の整備、前払式支払手段発行者の苦情処理体制に関する規定の整備、前払式支払手段発行者による保証金供託額の算定基準日の柔軟化がなされた。

⁷ 犯収法第2条関係

⁸ 資金決済法第13条関係

⁹ 府令によって具体的に定められる。

¹⁰ 資金決済法第20条、第21条の2、第29条の2関係